

高崎市いじめ防止基本方針

平成25年6月21日に国会で「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月28日に施行となりました。

本市においては、平成24年4月から「学校におけるいじめ防止プログラム」に基づき、いじめの根絶に向け、市を挙げて取り組んできました。この法律が施行されたことを契機に、いじめ防止に向けた取組の更なる充実を図っていきます。



平成25年11月29日

(平成29年7月14日改定)

高崎市

高崎市いじめ防止推進協議会

目 次

| | | |
|------------------------|-------|---|
| 【いじめに対する基本的な認識】 | | 1 |
|------------------------|-------|---|

【いじめの防止に向けた取組】

| | | |
|-------------|-------|---|
| 1 高崎市における取組 | | |
| 2 学校における取組 | | 2 |
| 3 家庭における取組 | | 3 |
| 4 関係機関の取組 | | |
| 5 地域の取組 | | |

【いじめへの対処に関する方針】

| | | |
|-------------|-------|---|
| 1 高崎市における取組 | | |
| 2 学校における取組 | | 4 |

【重大事態への対処】

| | | |
|-------------|--|--|
| 1 高崎市における取組 | | |
| 2 学校における取組 | | |

【取組の評価・検証】

| | | |
|------|--|--|
| 1 市 | | |
| 2 学校 | | |

高崎市いじめ防止基本方針

【いじめに対する基本的な認識】

- 1 いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為で、対象になった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものとされます。けんかやふざけ合いであっても、いじめの疑いについて慎重に判断します。
- 2 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものとされます。
- 3 いじめは、人間として許されない、卑怯な行為です。
- 4 いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となります。
- 5 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠です。

【いじめの防止に向けた取組】

- 1 高崎市における取組
 - (1) いじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下に同じ。）に関係する機関及び団体との連携を図るために設置された「高崎市いじめ防止推進協議会」の機能を最大限生かすことにより、本市におけるいじめの防止等に向けた取組を推進します。
 - (2) いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度又は救済制度等についての広報や啓発を行います。
 - (3) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図ります。
 - (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の一層の推進を図ります。
 - (5) 特性や特別な配慮を要する子ども（被災・避難、性的指向・性自認等）へのいじめに対する対策の一層の推進を図ります。
 - (6) 学校が実施するいじめの防止等のための活動を積極的に支援します。
 - (7) いじめの防止等に関わる研修を企画・実施します。
 - (8) いじめの防止等学校課題解決のための教職員組織の充実に努めます。
 - (9) いじめの防止等学校課題解決のための校務の効率化を支援します。
 - (10) 法やルールの背景に、どのような目的や価値があるかを考えさせる法教育の推進に努めます。

2 学校における取組

- (1) 児童生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組みます。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童生徒が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながるとの理念に基づき、積極的にいじめ防止指導に努めます。そのためにも校務の効率化を進めます。
- (3) 校長は「学校におけるいじめ防止プログラム」を踏まえ、年度当初に「いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめ防止のためのカリキュラムなどにより、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。
- (4) 「いじめ防止推進委員会」を中心に、学校を挙げていじめ防止に取り組みます。
- (5) 「いじめ防止推進委員会」にいじめ担当教諭を置き、校長の指示のもと、いじめの防止等の連絡、調整にあたります。
- (6) 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言などを行い、そのうえで「いじめ防止基本方針」について、児童生徒、保護者、地域等に説明します。
- (7) 校長が「いじめ防止基本方針」を具現化したポスターなどを制作し、校内に掲示し、啓発に努めます。
- (8) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図ります。
- (10) 特性や配慮を要する児童生徒（被災・避難、性的指向・性自認等）へのいじめに対する対策の充実を図ります。
- (11) いじめの防止等の校内研修を企画・実施します。
- (12) 児童生徒自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進します。
- (13) いじめられても抵抗できず一人で我慢したり、いじめに遭遇しても制止できない児童生徒が多いことに鑑み、確固とした自分の考えを主張できる児童生徒を育成するために授業改善などを通じた取組を推進します。
- (14) いじめ防止は、人権を守る取組であり、それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はあってはならないことです。教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって児童生徒の指導にあたります。
- (15) いじめ防止や規範意識醸成等のために法教育に取り組みます。

3 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めます。また、保護者は国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。
- (2) いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等と連携するよう努めます。

4 関係機関の取組

- (1) 児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進します。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図ります。

5 地域の取組

- (1) いじめは校外においても行われることもあり、登下校時中などをはじめ、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進します。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図ります。

【いじめへの対処に関する方針】

1 高崎市における取組

- (1) 市を挙げていじめ防止に重点的に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えのもと対応の充実を図ります。
- (2) 学校と連携し、いじめの早期発見に努めます。
- (3) 学校と連携し、いじめ解決に向け、継続して情報を共有し、必要な支援を講じます。
- (4) 生徒指導に係る体制や相談体制の充実に努め、学校の求めに応じて必要な措置を講じます。
- (5) いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じることがあります。
- (6) いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力体制の整備を行います。
- (7) 関係者、関係機関等との連携を図ります。

2 学校における取組

- (1) 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えのもと対応の充実を図ります。
- (2) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施します。
- (3) いじめ解決に向け、児童生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで守り通します。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。
- (5) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめ防止推進委員会で情報共有し、いじめの有無などの確認をし、その結果を教育委員会に報告します。
- (6) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。
- (7) いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがあります。
- (8) いじめを受けた児童生徒の保護者と*いじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮*します。
- (9) 校長及び教員は、いじめを行っている児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。
- (10) 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させます。

【重大事態への対処】

1 高崎市における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、第三者からなる調査委員会において、速やかに調査を行います。
- (2) 重大事態に関わる調査を行う際には、被害児童生徒及び保護者の意向を踏まえて調査し、その結果について適切に説明します。また、加害児童生徒及びその保護者に対しても事実関係についての説明を行います。
- (3) 重大事態発生の場合には、速やかに関係者に対し支援を行います。
- (4) 重大事態に関わる調査を行った際には、その結果を議会に報告します。
- (5) 重大事態の調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

2 学校における取組

- (1) いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、調査委員会において、速やかに調査を行います。
- (2) 重大事態に関わる調査を行う際には、教育委員会と連携し、被害児童生徒及び保護者の意向を踏まえて調査し、その結果について適切に説明します。また、加害児童生徒及びその保護者に対しても事実関係についての説明を行います。
- (3) 重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長に報告します。

【取組の評価・検証】

- 1 市はいじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努めます。
- 2 学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告します。